第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第43条第１項第３号）	00697	法規別表十六（九）「８」の欄の金額	
第43条第１項第４号（償却費）	00644	特別償却限度額の欄の金額	
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第43条第１項第４号）	00645	法規別表十六（九）「８」の欄の金額	

様式第１の記載要領第四号の表港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却の項中「第43条の２第１項」を「令和５年旧措置法第43条の２第１項」と改め、同表被災代替資産等の特別償却の項中「第43条の３第１項」を「第43条の２第１項」と改め、同表沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却）の項中「（沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却）」を削り、同表沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の項中「又は令和４年旧措置法第45条第１項の表の第４号」を削り、同表障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却の項を削り、同表海外投資等損失準備金の項中「若しくは第８項（同条第１項第１号）又は令和２年改正前措置法第55条第１項若しくは第９項」を「若しくは第８項（同条第１項第２号）又は令和２年改正前措置法第55条第１項若しくは第９項」、「若しくは第８項（同条第１項第３号）又は令和２年改正前措置法第55条第１項若しくは第９項」及び「若しくは第８項（同条第１項第４号）又は令和２年改正前措置法第55条第１項若しくは第９項」を「又は第８項」と改め、同表中小企業事業再編投資損失準備金の項中「又は令和２年改正前措置法第55条の２第１項」を削り、同表特定災害防止準備金の項を削り、同表原子力発電施設解体準備金の項中「若しくは第９項又は令和２年改正前措置法第57条の４第１項若しくは第10項」を「又は第９項」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「若しくは第９項又は令和２年改正前措置法第57条の８第１項若しくは第10項」を「又は第９項」に改め、同表探鉱準備金又は海外探鉱準備金の項中「若しくは第８項又は令和２年改正前措置法第58条第１項若しくは第９項」を「又は第８項」に改め、同表収用換地等の場合の所得の特別控除の項中「第７項」を「第７項又は」に改め、「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の３第６項」を削り、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中「第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号）」を「令和５年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和５年旧措置法第65条の９（令和５年旧措置法第65条の７第１項の表の第１号）」に、「第２号イ」を「第１号イ」に、「第２号ハ」を「第１号ハ」に、「第３号」を「第２号」に、「の第４号」を「の第３号」に、「第５号」を「第４号」に、「第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号）」を「令和５年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は令和５年旧措置法第65条の９（令和５年旧措置法第65条の７第１項の表の第１号）」に改め、同表平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の項を削り、同表技術研究組合の所得の計算の特例の項中「別表十三（九）「５」」を「別表十三（八）「５」」に改め、同表認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の項中「第66条の11の４第１項」を「令和５年旧措置法第66条の11の４第３項」と改め、同表銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例の項中「第66条の11の５第１項」を「第66条の11の４第１項」に、「第66条の11の５第２項」を「第66条の11の４第２項」に改め、同表特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の項を次のように改める。

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）	第66条の13第１項第１号	00656	法規別表十（六）「12」の欄の金額
	第66条の13第１項第２号	00698	法規別表十（六）「13」の欄の金額

様式第１の記載要領第四号の表転廃業助成金等に係る課税の特例の項中「別表十三（十）「８」」を「別表十三（九）「８」」に、「別表十三（十）「13」」を「別表十三（九）「13」」に、「別表十三（十）「17」」を「別表十三（九）「17」」と改め、同表特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例の項中「別表八（一）付表一「28」」を「別表八（一）「28」」と改め、同表保険会社の受取配当等の益金不算入の特例の項中「別表八（一）「12」又は「25」」を「別表八（一）「４」」と改め、同第五号中「別表一の三」を「別表一の二」と改め、同様式を別記様式のとおり改める。

様式第１を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第１の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の改正規定及び次条第二項の規定は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二項及び第三項の規定並びに新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

２　新規則別記様式（記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　五七二円（本体　五二〇円）　（配送料別）